

鹿児島県消防広域化推進計画の変更について

1 趣旨

現行の県消防広域化推進計画は、国が平成18年に定めた「市町村の消防の広域化に関する基本指針」に基づき平成20年に策定し、その中で「推進計画策定後5年度以内（平成24年度までに）を目途に広域化の実現を図ることとする。」と定めているが、国の基本指針が改正され、広域化実現に係る期限が平成30年4月1日までとされたことから、県推進計画から削除する。

2 変更内容

旧	広域化対象市町村においては、本計画に基づき、消防の広域化に関する必要な事項について十分協議の上、運営計画を作成し、市町村、消防本部が相互に連携して広域化に取り組み、 推進計画策定後5年度以内（平成24年度までに）を目途に広域化の実現を図ることとする。
---	---

期限を削除

新	広域化対象市町村においては、本計画に基づき、消防の広域化に関する必要な事項について十分協議の上、運営計画を作成し、市町村、消防本部が相互に連携して広域化に取り組み、 その実現を図ることとする。
---	--

3 変更の期日 平成25年10月30日